

## ごみ集積場所環境整備資材購入費補助事業について

市内のごみ集積場所の環境整備を促進し、衛生面での美化の向上を図るもの。  
令和5年度よりごみ収集容器を購入した行政区に対し、1個につき購入額の1/2（上限額30,000円）の補助を開始。さらに、令和6年度からは集積場所の整備に係る材料等も補助対象としている（1申請当たり1/2（上限額30,000円））

- 対象者：市内25行政区（新柳町一区、東新町区、五条町区を除く）
- 条 件：
  - ・補助制度を利用する場合は、事前に清掃事務所へ相談すること
  - ・行政区の所有物として行政区で管理すること
  - ・道路上では通行の支障とならないように常設はしないこと
  - ・折りたたみができる構造で一定期間（概ね5年）以上反復使用に耐えるもの（容器購入の場合）
  - ・環境員の収集に支障がでない構造であること

### ●実績

#### 【令和5年度実績】

5区16個（大山寺町区4個、川井町区3個、中本町区7個、下本町1個、曾野町1個）を補助。

#### 【令和6年度実績】

令和6年10月末の時点で、6区9個2申請（大山寺町区3個、川井町区2個、本町北口区1個、北島町区3個、野寄町区1申請、西市町区1申請）を補助。

### ●ごみ収集容器の参考例



●区で作成した収集容器例

